

“訴えた者勝ち”で 乱発される巨額訴訟 「日本の裁判」を問う

**著作権法違反を訴える裏で
無断でCD発売**

作曲家の穂口雄右氏といえば、一九七〇年代に日本の歌謡界に新風を吹き込んだキャンディーズの生みの親である。「春一番」「年下の男の子」「微笑みがえし」などの名曲を世に送り出した。現在は、米国で活動している。

その穂口氏が昨年の八月、レコード会社の最大手、ソニー・ミュージックエンタテインメント(SME)に対して、刑

事告訴状を送付したことを読者は存じただろうか。告訴状には、同社の元副社長で日本レコード協会の会長を務めたこともある北川直樹氏の名前もあった。

しかし、この刑事告訴の前段には、日本のレコード業界の倫理観を根底から問う、ある重大な事件があつたのだ。二〇一一年、北川氏が日本レコード協会の会長に就任すると、SMEをはじめとするレコード会社など三社は、穂口氏に対し事前通告なく、突然、約二億三〇〇〇万円の金銭支払いを求める訴状を送付し

たのである。が、その訴えの内容が、事実に基づかない、実におそまつなものだったことが、裁判中に輪郭を現わす。

穂口氏が代表を務めるミュージックゲート社は、TubeFireというサービスを提供していた。これはYouTubeの番組を携帯電話で視聴できるように、音源動画の型式を転換する無料のサービスだ。

著作権フリーの音楽を含むあらゆる情報を生活の身近なところに根付かせたいという穂口氏が描く理想の実現だった。

ところが北川氏らがこのTubeFireに目

くじらを立てた。このファイル転換サービスが、楽曲の無料ダウンロード・サービスだと強弁して、著作権法違反で穂口氏を法廷に立たせたのである。

訴状によると、違法にダウンロードされたファイルは、一万四三一個あるとされた。この膨大な数量を根拠に北川氏らは、約二億三〇〇万円もの大金を請求し、穂口氏を法廷に引つ張り出したのだ。

しかし、いざ裁判が始まつてみると、北川氏らが裁判所に提出した証拠ファイルなるものは、たつた一二個だった。しかも、これらのファイルは、TubeFireが備えていた厳重な著作権保護システムの網の目をかいくぐつて、何者かが悪意をもつて行なつたものだつた。一二個の保護漏れについては穂口氏も責任を認めめたが、一万四三一個のファイルが違法にダウンロードされたという北川氏らの主張はまったく根拠がないことがわかつたのだ。

裁判は和解というかたちで一四年一月に結審したが、その後、作曲家である穂口氏にとつては許し難い事実が発覚す

る。穂口氏の著作権違反を厳しく追及する裁判が進行している同じ時期に、SMEは穂口氏に無断で「春一番」などを曲をCD化していたのだ。

これが、穂口氏が刑事告訴に踏み切った理由だつた。

ちなみにミュージックゲート裁判の原告代理人を務めたのは、TMJ総合法律事務所の升本喜郎弁護士である。

読売に付いた 人権派弁護士

私が日本の裁判の実態を取材するようになつた背景には、私的な事情がある。事情とは、二〇〇八年二月からわずか一年半の間に、読売新聞社から立て続けに三件の裁判を起されたことだ。読売が提示してきた金額は、総計で約八〇〇〇万円だつた。

当時、私は新聞業界の政治献金問題や恫喝的な新聞販賣の問題、それに新聞社が新聞の配達部数を偽つている問題——いわゆる「押し紙」問題を取り上げていた。

読売側の代理人として法廷に登場した

のは、自由人権協会代表理事を務める喜田村洋一弁護士だつた。護憲派の人権擁護団体の代表理事が、読売の代理人として登場したことに私は面食らつた。

しかし、最初の著作権裁判は、私の完全勝訴だつた。詳細は省くが、「虚偽の事実を根拠として裁判を起こした」(弁護団声明)ことが発覚して、喜田村氏らは門前払いのかたちで敗訴したのだ。

二件目の裁判では、地裁、高裁と私が順当に勝ち進んだが、なぜか最高裁が口頭弁論を開催して、判決を高裁に差し戻した。そして、高裁が私に一〇〇万円の金銭支払い命令を下したのである。

三件目(被告は、私と新潮社)の裁判は、私の完敗だつた。

読売の裁判攻勢に対して私は、江上武幸弁護士ら弁護団の支援を得て、これら三件の提訴が「一連一体の言論弾圧」にあたるとして、読売に対して約五五〇〇万円を求める損害賠償裁判を起こした。さらに喜田村弁護士に対する弁護士懲戒請求を、同氏が所属する第一東京弁護士会に申し立てた。



THE YOMIURI SHIMBUN
讀賣新聞
音楽、新刊
音楽、新刊

Sony Music

しかし、私の訴えはいずれも認められなかつた。裁判所も弁護士会も読売による裁判攻勢を「一連一体の言論弾圧」とは認定しなかつたのだ。この程度のことは、日本では容認範囲と判断したのである。裁判攻勢を受けても、防止手段がほとんどないことが明瞭となつたのだ。

「口封じ」効果はいかんなく發揮されている

高額訴訟が多発するなかで、いつの間にか「スラップ」という言葉が市民権を得た。一般的には、恫喝裁判とか口封じ裁判と解されているが、正確ではない。スラップについての詳しい解説は、鳥賀陽弘道氏の著書『スラップ訴訟とは何か』(現代人文社)に譲るが、特に重要な点は、「嫌がらせや報復、沈黙を目的として民事訴訟を提起しても、問題が私的であればスラップには当たらない」という点である。

スラップと定義するためには、住民運動体やメディアなどが、たとえば公害など公的問題についての意見を表明したこと

とに対抗して、批判された側が裁判を起こし、しかも裁判の争点が公的問題から外されていることが要件となる。また、原告は裁判の勝敗よりも、言論抑圧を一次的な目的として提訴するという特徴もある。

したがつて、最近の高額訴訟のすべてがスラップに當てはまるわけではない。正当な裁判もあれば、単なる嫌がらせ裁判もある。

私が読売から受けた裁判攻勢をどう位置づけるかは別にして、結果として三件目の裁判が始まつたころから、メディア界にある変化が起きた。「押し紙」問題が報じられなくなつたのだ。

私は「押し紙」問題を一九九七年から取材してきた。そして二〇〇七年六月に大きな節目を迎える。「押し紙」が争点となつた読売新聞社と販売店の訴訟で、福岡高裁が読売の「押し紙」政策を認定する判決を下したのだ。そして同年の一月に最高裁でこの判決が確定したのである。

私に対する読売の裁判攻勢が始まつた

のは、このころである。しかし、当初は雑誌が「押し紙」報道を活潑化させていた。私も「S A P I O」などに寄稿した。しかし、〇九年七月、「週刊新潮」に掲載した「押し紙」に関する記事を理由に、読売が私に対して三件目の裁判を起こすと、「押し紙」報道は急激に萎えた。この裁判の請求額は約五五〇〇万円だった。

私は高額訴訟による言論弾圧効果を痛感したのである。

巨額請求に根拠はあるのか

スラップを含む高額訴訟の多くは名譽毀損裁判の形を取つてゐる。そこで具体的に、弁護士がどのような戦略で提訴しているのかを以下で紹介しよう。

ちなみに裁判について論じる場合、どうしても法理の説明が必要になるが、ここではスペークの制約があるので、「名譽毀損裁判は原告に一方的に有利で、それゆえに多発している側面がある」という共通認識を押さえるだけに留め、実際の取材で私が「恐い」と感じた二例を紹

介しよう。

二〇一三年四月五日、グローバル人材塾の顧問を務める池澤直美氏が、天野ベラ・コグ夫妻を提訴した。この裁判は、私的な問題が中心なので高額訴訟とはいえないスラップではない。天野夫妻が書いた数々のブログ記事などに対して、約三三〇〇万円を請求する裁判である。

原告代理人を務めているのは弘中綏里弁護士らである。原告・被告の主張については、双方に言い分があるのでここでは論評しないが、私が疑問視したのは、原告の金錢請求の方法だつた。

原告は訴状の中で請求対象とする記事を、「名譽毀損」「名譽感情侵害」「アライバシ・権利侵害」「肖像権侵害」に分類して、それぞれに単価を設定しているのだ。単価は次の通りである。

名譽毀損：単価一〇万円

名譽感情侵害：単価五万円

アライバシ・権利侵害：単価五万円

肖像権侵害：単価五万円

この方法で被告が指摘した記事等は四一七件にも上る。その結果、約三三〇〇万円（弁護士費用の約三〇〇万円を含む）といいう巨額の金額が積み上がつたのだ。念のために、私はこのような請求方法について、どう考えるかを複数の法律の専門家に聞いてみた。返ってきたのは、「普通ではない」という共通した答えだつた。

なぜ、このような請求方法を選択したのか弘中弁護士に事情を聞いた。

弘中氏は、特異なケースゆえ他の名譽毀損裁判との比較は困難としながらも、「類似の事案で裁判で認められた損害賠償の金額と、本件記事の質や文量を考慮して設定しました」と回答した。

さらに、請求額が高額になつたことにについては、「記事数が多かつた結果」だという。そして、「理屈上、違法な記事の掲載はそれが独立した不法行為であることや、「記事が増えることによって、信憑性を増したり、検索で上位に上がつたりする」ので「一記事だつた場合よりも二倍、三倍以上のダメージが生まれることもある」ことから、「合計

額を低減せずに、一記事当たりの損害額と記事数を乗じた金額を、請求額とした」という主張である。

ちなみにこの裁判では、天野夫妻に対して事前の警告はまったく行なわれていない。その結果、原告が提訴の根拠とする記事がどんどん増えていった。天野夫婦に警告しなかつた理由について、弘中弁護士は、次のように反論した。
「被告のこれまでの対応（被告の様々なホームページからうかがえる、紛争への対応の仕方です）からして、警告したとしても、訴訟を回避する（すなわち、訴訟を絶ずに和解する）ことは困難だと思ったからです。

実際訴訟を提起しても、削除等、何の対応もされておりませんので、訴訟前に警告をしても無意味であつたと思われます

同裁判に見られる請求単価は別の問題も提起する。すでに述べたようにこの裁判では、名譽毀損を理由とした請求額が記事一件につき一〇万円である。一方私が読売から起こされた最初の名譽毀損

裁判では、記事のほんの数行の表現を対象として、二二〇〇万円（原告は三人一法人で各五〇〇万円。喜田村弁護士の弁護士費用二〇〇万円を含む）の請求を起こされた。このあまりにも大きな差異の根拠が私にはわからない。弁護士が好き勝手に決めていることになる。

個人の書き手を狙い撃ち

検証に値するもうひとつ裁判例は、プロボクサーの亀田興毅氏と亀田和毅氏がフリーライターの片岡亮氏らに対して、二〇一三年一二月に起こした裁判である。請求額が二〇〇〇万円と高額であるだけではなく、被告を片岡氏に「一本化」したことにより、私は強い疑問を感じた。

この裁判を担当したのは、テレビでおなじみの北村晴男弁護士である。結論を先に言えば、東京地裁は今年一月に、片岡氏に対して三〇〇万円（被告一人につき一五〇万円）の賠償を命じた。

訴因となつたのは、片岡氏がみずからウェブサイト「拳論」に掲載した記事

とコメントである。亀田兄弟がJBC（日本ボクシングコミッション）の職員を監禁・恫喝したという内容だ。

係争の発端は、亀田兄弟の次男・大毅氏が世界戦に使うボクシングのグローブだつた。アプロボクサーが放つパンチは、拳に全体重が伝わるので、グローブの重量や形状によりその破壊力が微妙に変わることもある。特にグローブの重量と厚みはパンチの威力に影響する。重量が大きく、厚みが少ないほどパンチが重くなる。当然選手にとつては、対戦相手のグローブの質には無関心ではいられない。

そこで試合前に両者が使うグローブが、規定に合致しているかどうかが、公の場で査定される。

東京スポーツ（一三年九月五日付け）の報道によると、王者決定戦が行なわれる日の午前、両選手は記者会見を開いた。この場で大毅氏の対戦相手は、カナダ製のグローブを使つことを明かした。しかし、事前の調印式で、日本製のものを使うことを確認していたために、IBF（国際ボクシング連盟）とJBC（日本ボクシングコミッション）は、これを認めなかつた。

そこで大毅氏の対戦相手は、亀田ジムの会長の署名が入つた契約書を提示。そこには、「グローブはそれぞれが選んだ物を使う」と明記されていた。それを確認したIBFは、態度を翻し、カナダ製のグローブを使うことを認めたのである。

これに亀田陣営が激怒して、「報道陣を退去させて、密室状態にする」とより強い口調でJBCに迫つたのである。「なぜか怒りのホコ先が（筆者注・IBFではなく）JBCへ向かつたのだ。さらに、「密室で怒声」。

これが東スポの報道だ。これに対して片岡氏の記事は、「監禁」「恫喝」などの言葉を使って亀田陣営の言動を描いた。東スポは、「密室状態」（一三年九月五日付け）「監禁疑惑」（一四年一月九日付け）などと報じたが、片岡氏は「監禁」「恫喝」などと報じたのである。

すでに述べたように、法廷に立たされたのは片岡氏だけだった。しかし、私は記事の趣旨としては、両者に根本的な違

いはないと考えている。これまでボクサーとしてのマナーをたびたび批判されてきた亀田側が「密室状態」を作つて怒声を上げたと報じれば、読者は当然「監禁・恫喝」事件と受け取るだろう。片岡氏の記事と東スポの記事は、趣旨は同じと解するのが普通の読み方である。

これについて、北村弁護士は次のように説明する。

「東スポ記事においては『監禁』、『恫喝』の具体的事實が暗示されているとはいえないほか、亀田ジム側に対しても直接の取材活動が行なわれた上で、その結果を踏まえて記事の作成・掲載が行われています。したがつて、東京スポーツ新聞社が、具体的事實の暗示により興毅らの名譽を毀損したものと考えることはできません。これに対し、片岡氏の記事及びコメント等は、虚偽の事實を一方的にかつ繰り返し暗示したものであり、片岡氏の行為が亀田興毅らに対する名譽毀損に該当することは明らかです」

名譽毀損裁判では、原告の判断ひとつで請求方法から被告まで提訴の内容が決

まるのだ。亀田裁判のように原告の人数を増やすことで賠償額を増やすことも普通に行なわれている。それゆえに容易に言論抑圧の道具に変質する高い危険性を秘めているのである。

高額訴訟が問題になり始めたのは、今世紀の初頭である。その直接の引き金となつたのは、小泉内閣の下で、小泉首相を司法制度改革推進本部の本部長として始まつた司法制度改革である。日弁連もこの「改革」を歓迎した。

小泉政権下の司法制度改革審議会は、〇一年六月、司法制度改革についての意見書を公表した。その中で損害賠償額について次のように述べられている。

「全体的に見れば低額に過ぎるとの批判があることから、必要な制度上の検討を行ふとともに、過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した在り方が望まれる」

これを受けて小泉内閣は、〇一年三月に司法制度改革推進計画を閣議決定した。そこには「損害賠償の額の認定に関する制度について検討する」と記されていた。

改めて言うまでもなく、司法制度改革は、新自由主義構造改革のひとつである。経済を市場原理にゆだね、規制を緩和することをその最大の特徴とする。医療や教育を含め、あらゆるもの市場原理の軌道に乗せる政策である。

こうした流れのなかで法律事務所がCMを流す光景も現れた。法科大学院を設置して、国際ビジネスに強い弁護士の数も増やした。穂口氏を被告とした裁判で原告代理人を務めた升本弁護士が所属するTMI法律事務所は、まさにそんな時代が生んだ法律事務所といえよう。国際ビジネスの台頭に連動して、弁護士業務の国際展開を図っている。

が、司法をビジネスの観点で捉えると、訴権を濫用するリスクが生まれるのは、むしろ当然だ。亀田裁判で三〇〇万円の支払いを命じられた片岡氏は、直後に銀行口座を差し押さえられた。

こうした事態が続けば、誰も報道の仕事などしなくなるだろう。それは社会にとっては、大きな痛手となつて跳ね返ってくる。